

## 船舶事故調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月10日 15時30分ごろ
発生場所	石川県能登町 <sup>おぎ</sup> 小木港 能登小木港東防波堤灯台から真方位180°300m付近 (概位 北緯37°17.8′ 東経137°14.2′)
事故の概要	漁船第三十一 <sup>こくしん</sup> 国進丸は、南南西進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十一国進丸、4.93トン IK3-14303（漁船登録番号）、個人所有 B ミニボート（船名なし）、全長2.99m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A なし B 船体に擦過傷、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、小木港での水揚げ作業を終え、能登町高倉漁港に向けて約5ノットの対地速力で小木港を南南西進した。 A 船は、甲板員2人が翌朝の漁に備えて魚箱に氷詰めを行っており、本事故当時、船首甲板に魚箱が約1.5m積み上がっていた。 船長Aは、魚箱で船首方が見えにくいと思っていた。 船長Aは、高倉漁港で着岸作業中、付近に転覆しているB船を目撃した。 船長Aは、警察官から、小木港でミニボートと衝突した船を探していることを聞き、B船との衝突の事実を知った。 B 船は、小木港の東防波堤南方沖において、船首からパラシュートアンカーを海中に投入し、北東方に向首した状態で漂泊していた。 操縦者Bは、右舷船尾に座り、小木港に入航する船に注意しながら釣りをしていたところ、後方からエンジン音が聞こえたので振り向き、約20～30mに接近するA船を認めた。 操縦者Bは、船外機の始動を試みたところ始動しなかったため、立

	<p>ち上がって手を振って大声で叫んで注意喚起を行ったものの、衝突の危険を感じて海に飛び込んだ。</p> <p>操縦者Bは、海面から顔を出し、B船を探したものの見当たらなかったため、防波堤付近まで泳ぎ、釣り人に本事故の通報を依頼した。</p> <p>操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、小木港を航行中、船長Aが死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小木港で釣りをして漂流中、操縦者Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、小木港を出航するA船に気付くのが遅れ、衝突直前に接近するA船に気付き、立ち上がって手を振り、声を発したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、小木港において、A船が航行中、B船が漂流中、船長Aが死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、操縦者Bが周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>